

議案第 7 号

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が令和 2 年 6 月 5 日に公布され、同法附則第 6 5 条で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大口町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大口町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

新	旧
第3条 略 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。	第3条 略 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

令和２年６月５日に年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、令和４年４月１日から施行されることに伴い、株式会社日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）及び沖縄振興開発金融公庫が行う恩給担保貸付事業のうち、年金である補償を受ける権利をこれらの公庫に担保として供することが廃止されるため、所要の整理を行うものです。

2 改正の概要

大口町消防団員等公務災害補償条例に規定している「傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を担保に供することができる」とする規定を削除します。

3 施行期日

令和４年４月１日から施行します。